

## 加古川市スポーツ協会事業補助金交付要綱

令和3年4月1日

市民協働部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のスポーツ振興及び豊かな市民生活の形成に寄与するため、スポーツの普及、競技スポーツの強化等を図る加古川市スポーツ協会(以下「協会」という。)に対して加古川市スポーツ協会事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、加古川市補助金等交付規則(昭和61年規則第30号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲、補助率及び額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付)

第3条 市長は、協会からの請求に基づき補助金の額を確定した後において、補助金を交付する。ただし、市長が事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金の額の確定前であっても補助金を交付することができる。

2 天災地変その他の事情等により、やむを得ず事業等が中止又は延期となった場合であっても、開催準備等に要する経費について市長が必要であると認めるときは、補助金を交付することができる。

(暴力団等の排除)

第4条 この事業実施にあたっては、兵庫県暴力団排除条例及び加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号)の趣旨を尊重する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前の加古川市体育協会事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第2条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	スポーツの普及、競技スポーツの強化等を図ることにより、市民のスポーツ振興及び豊かな市民生活の形成に寄与するため。
補助金の範囲	対象となる者	加古川市スポーツ協会
	対象となる経費	加古川市スポーツ協会事業の以下の事業経費 種目協会支援事業、健康・体力づくり事業、表彰育成事業、国体出場者激励会
補助金の補助率及び額	補助率	補助対象経費の9/10以内
	補助金の額	予算の範囲内とする。